

社会福祉法人 太陽の里 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、役員の報酬に関する事項を定めたものである。

- 2 前項の役員とは、定款第5条の理事、監事をいう。
- 3 支給に当たっては、定款第8条を厳守して行われるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費等の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員報酬)

第3条 理事長及び理事が、法人の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費等の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。
- 4 役員の報酬は、理事会において発議し、評議員会の同意を得るものとする。
- 5 報酬表によりにくい事情があるときは、その都度理事会において決定し、評議員会の同意を得るものとする。

(報酬締切日及び支払日)

第4条 報酬は、当月1日から起算し、当月末日に締切り計算し、翌月20日に支払う。(支払日が休日の場合はその前日)

- 2 前項にかかわらず、次の各号の1に該当するときは、請求により役員報酬支払日前であっても、既往の勤務に対する報酬を支払う。
 - (1) 役員の死亡、辞任のとき。
 - (2) 災害等を受け、費用が必要と認められるとき。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬は、役員に直接、通貨で全額を支払う。ただし、役員が同意したときは、本人の指定する銀行等の金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは報酬から控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 役員と書面により控除協定をしたもの
- 3 新たに役員になった者、変更した役員報酬は、翌月より支給する。

(役員賞与)

第6条 法人は、法人の経営業績により、支給限度額を役員報酬表の100分の300以内において決算承認後、役員に対し役員賞与を支給することができる。ただし、100分の300を超えて支給するときは、理事会・評議員会の同意を得るものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(その他)

第9条 この規程に定めのほか、役員報酬に関して必要な事項は、理事会において定め、評議員会の同意を得るものとする。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 この規程は、平成23年2月1日から実施する。

附 則 この規程は、平成26年10月1日から実施する。

附 則 この規程は、平成28年6月1日から実施する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表1（第2条関係）

内 容	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,680 円	3,000 円
評議員会出席報酬等	3,680 円	3,000 円

別表2（第3条関係）

号俸	月額報酬	備考
1号	300,000	所定の日数に満たない場合は日割り計算により支給する。
2号	400,000	
3号	500,000	
4号	600,000	
5号	700,000	
6号	800,000	
7号	900,000	
8号	1,000,000	
9号	1,100,000	
10号	1,200,000	
11号	1,300,000	
12号	1,400,000	
13号	1,500,000	
14号	1,600,000	
15号	1,700,000	
16号	1,800,000	
17号	1,900,000	
18号	2,000,000	

別表3（第3条関係）

内 容	報 酬	実費弁償費
監事業務報酬	20,000 円（日額）	3,000 円

別表4（第7条関係）

報酬	宿泊費	交通費
20,000 円	10,000 円	実費相当額